

浴風会ヘルパーステーション 料金表

料金（金額は、いずれも1割負担分）

① 基本料金

訪問介護の利用者負担分

要介護1～5（1回あたり・概算）

身体介護	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
	337円	533円	778円

生活援助	20分以上 45分未満	45分以上
	246円	303円

身体介護に引き続き生活援助を行う場合(例)	身体1 生活1（45分以上 60分未満）	身体2 生活1（60分以上 90分未満）
	426円	627円

- ※ 料金算定の基本となる時間は、利用者の<居宅サービス計画>に定められたサービスに係る標準的な時間です。
- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て2人でサービスを行った場合は2人分の料金です。
- ※ 介護保険で定められたサービス（本重要事項説明書：5 介護認定ごとのサービス内容）以外は保険外サービスで行います。（第1号訪問事業についても同様です）

第1号訪問事業利用者負担分

要支援1・2および事業対象者※（1月あたり・概算）

第一号訪問事業 (介護予防訪問サービス)	Ⅰ（週1回程度）	1,577円
	Ⅱ（週2回程度）	3,149円
	Ⅲ（週2回程度を超える利用：要支援2のみ）	4,995円

※事業対象者とは、要介護（支援）認定の申請中であり「基本チェックリスト」で早急にサービスを利用することで自立につながる
と判定された方です。以下同じ

要支援1・2および事業対象者（1回あたり・概算）

第一号訪問事業 (自立支援訪問サービス)	Ⅰ（月4回まで）	保険者の定めるところによる
	Ⅱ（月5回から8回まで）	

② 加算料金（金額は、1回あたり・概算）

費目	金額または加算単位	内容の説明
割増料金 （早朝・深夜）	要介護のサービスの基本料金に対して25%増	6時～8時および18時～22時に行うサービスへの加算
初回加算	271円	訪問介護及び介護予防・生活支援サービス計画書の新規作成とそれに係るサービス提供責任者の訪問についての加算
緊急時訪問介護加算 （第1号訪問事業を除く。）	136円	利用者やその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り介護支援専門員が必要と認めたく居宅サービス計画>で提示されていない身体介護を行った場合に基本料金に加算

③ 交通費

事業所の訪問実施地域外への訪問は事前に利用者とその家族に文書で説明し署名・捺印を得たうえで請求します。

④ 訪問介護及び第1号訪問事業に係るキャンセル料

訪問前日の営業時間終了(17:30)までにご連絡の場合	なし
当日のご連絡の場合又はご連絡がない場合。ただし、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。	事業者が定めた額（800円～2,250円：当日予定されていたサービスの内容により異なります。）

⑤ その他

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者の負担です。